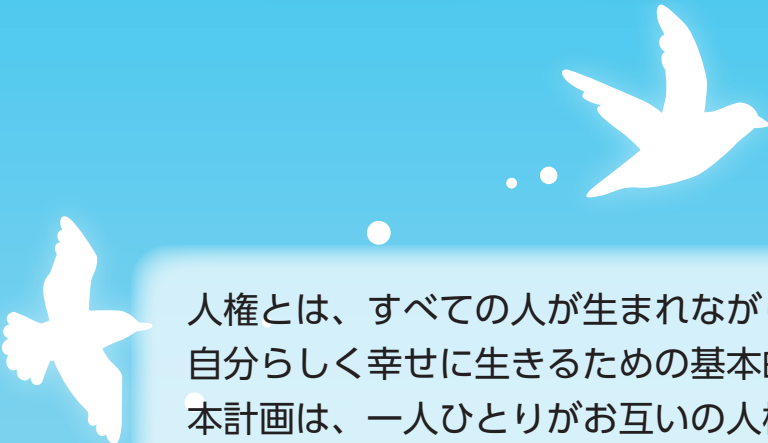


第4次 守山市 人権尊重のまちづくり 総合推進計画 (改定版)

計画期間 2021年度～2030年度



人権とは、すべての人が生まれながらにもっている、自分らしく幸せに生きるための基本的な権利です。本計画は、一人ひとりがお互いの人権を大切にし、認め合い、あらゆる差別のない守山市にするために必要な考え方や施策の方向性を示したものです。

人権をおもんじ 信頼しあえるまち守山

人権を相互に認め合い差別をなくし
人権を尊重するまちの実現に向けて



守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク

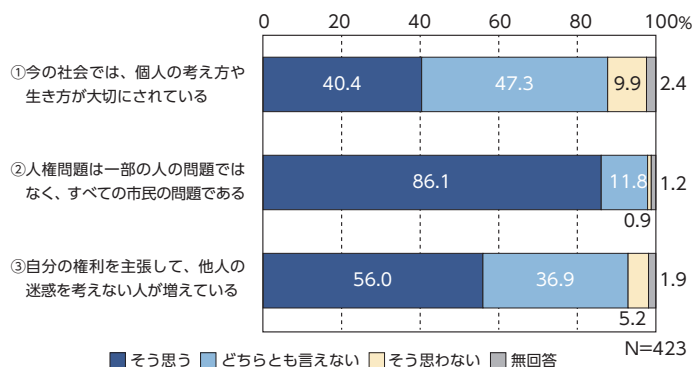
1 守山市における人権問題に対する意識の現状

人権・同和問題に関する市民意識調査(2024年7月実施)より

①人権に関する意識について

「人権問題は一部の人の問題ではなく、すべての市民の問題である」と考える人が8割を超えています。

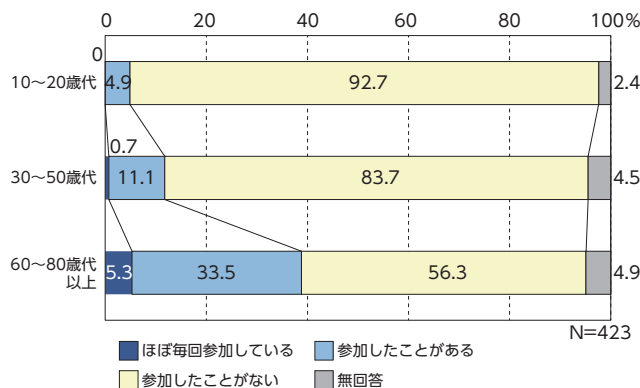
あらゆる人権問題を、他人事ではなく、自分事として考えることで、差別をなくしていくことができます。また、個人の権利を主張するのではなく、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。



②市や自治会における人権についての研修会への参加状況

お互いの人権を尊重し、差別をなくしていくためには、人権について繰り返し正しい知識を身につけることと、差別問題に出会ったときに間違いを指摘できる力を育むことが大切です。

調査から、特に若年層の研修会への参加率が低いという結果が明らかになっているため、研修会の内容や周知方法に一層の工夫を図ることが求められています。



2 計画改定の趣旨

これまで守山市では、2021年に10年計画として、「第4次人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、人権意識の高揚と人権擁護を目指し、施策を推進してきました。

しかしながら、現在も、同和問題をはじめ女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、患者、性的指向・性自認等に関する様々な人権課題が存在し、近年ではインターネットに関連した人権侵害が深刻化しています。

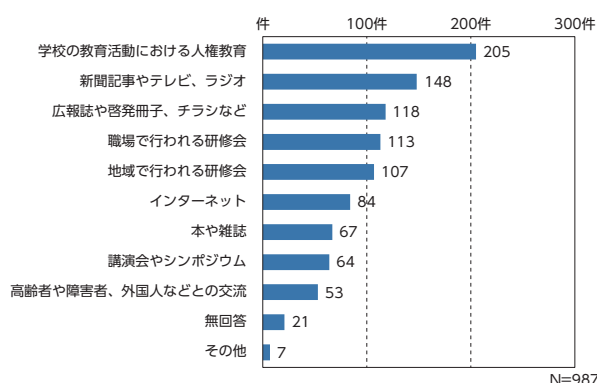
一方で、2024年に行った「人権・同和問題に関する市民意識調査」では、「人権問題はすべての市民の問題である」と捉える市民が8割を超えており、どの分野の人権問題についても関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、同計画の策定から5年を経過しました2025年、市民意識調査、パブリックコメントなど、多くの方々の参画によって、同計画を改定しました。

③人権についての理解を深めるために役立つと思うもの

全体では、「学校の教育活動における人権教育」が役立つと考える人が最も多くなっていました。

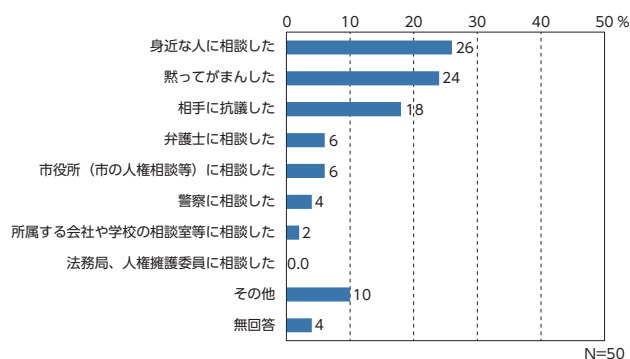
また、30歳代および40歳代では「職場で行われる研修会」や「インターネット」、60歳以上では「地域で行われる研修会」や「新聞記事やテレビ、ラジオ」と答えた人が比較的多く、年齢層に合わせた多様な学習機会や情報提供のあり方が求められていることがうかがえます。



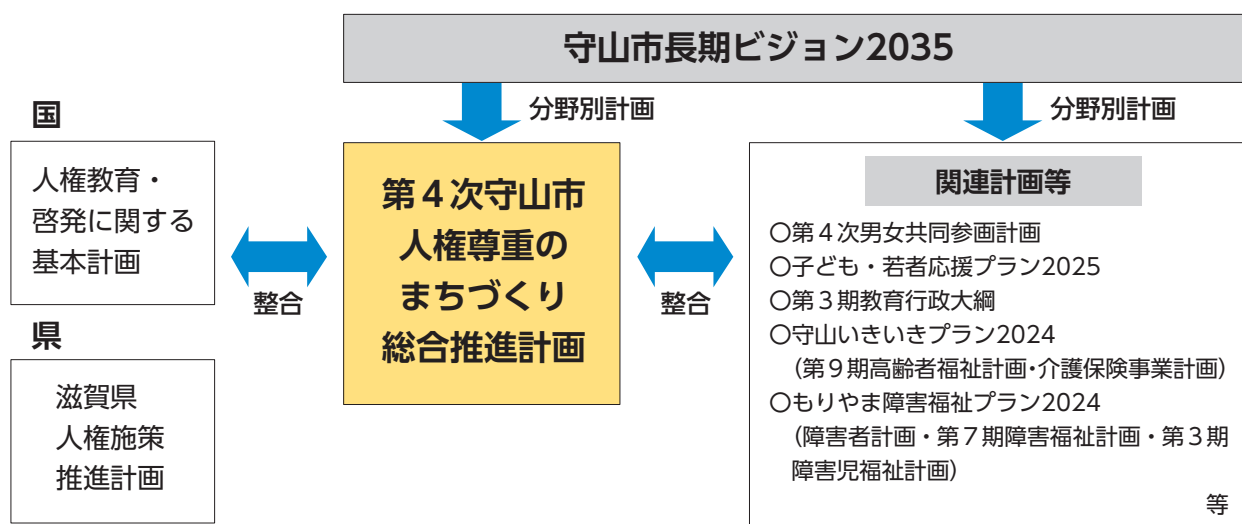
④人権侵害を受けたときにとった態度について

「3年以内に自身が人権侵害を受けたことがある」と回答した人に、そのときどのような態度をとったか聞いたところ、「身近な人に相談した」人が最も多いという結果となっていました。

今後においても、人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないように各種相談窓口の情報の周知を図る必要があります。



3 計画の位置づけ



4 計画の体系

【基本理念】 人権をおもんじ 信頼しあえるまち

人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現

【基本目標】

1. 人権意識の高揚をめざすまちづくり

人権教育と人権啓発の機会を拡充し、市民の人権意識を高めます。

2. 人権を擁護するまちづくり

相談・支援体制の充実と相談窓口の情報提供を図り、市民の人権を守ります。

3. 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

人権問題を自分事として考え、自ら差別をなくす行動をとれる力を育みます。

人権に関する分野ごとの施策(P4～6)

基本施策

(全分野にわたる施策)

1 同和問題

2 女性の人権

3 子どもの人権

4 障害者の人権

5 高齢者の人権

6 外国人の人権

7 患者の人権

8 性的指向・性自認等

9 インターネットによる人権侵害

10 その他の人権

人権教育・人権啓発の推進

相談・支援体制の充実

人権尊重を基調とする総合施策の推進

5 分野別施策の推進

同和問題

忌避意識（同和地区を避けようとする意識）による結婚・就職の際の身元調査や土地差別、インターネット上での差別情報や差別発言の書き込みの拡散が全国的に生じているほか、本市においても賤称語を用いた誹謗中傷が今もなお発生しています。

2016年に施行された「部落差別解消推進法」に基づき、同和問題の歴史や差別の実態について正しく理解し、自ら差別をなくす行動をとれるよう、実践力を培う必要があります。

施策の方向

- 学校・園における人権・同和教育の充実
- 地域における人権・同和教育の推進
- 企業・事業所における人権意識の向上
- 市民に対する啓発活動の充実
- えせ同和行為の排除
- 「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発

女性の人権

男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するため、今なお根強い固定的な性別役割分担意識の解消に向けた学習機会の提供が必要です。また、異性から暴力を受けた被害者、および生活困窮、性犯罪、家族関係破綻等困難な問題を抱える女性への相談体制の充実や関係機関とのさらなる連携を強化する必要があります。

施策の方向

- 女性に対するあらゆる暴力防止の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 固定的な性別役割分担意識の解消

子どもの人権

児童虐待や子どもの貧困、SNSトラブルやいじめ、不登校などの問題に対し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、学校・家庭が連携して問題の早期発見・早期対応を図ることが求められています。「子ども・若者応援プラン2025」や「第3期守山市教育行政大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、包括的に施策を進めていく必要があります。

施策の方向

- 幼児・児童等に対する虐待防止の推進
- いじめ防止の推進
- 不登校児童・生徒に対する支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 子どもの権利の普及・啓発の推進
- 子育て支援の推進・充実
- 子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進

障害者の人権

国において2016年4月に「障害者差別解消法」、県において2019年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行され、「障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」がすべての人に義務付けられました。

「もりやま障害福祉プラン2024」に基づき、物理的障壁や、障害者に対する偏見による心理的差別の解消、障害者の地域における自立した生活の支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、虐待防止体制の構築や相談窓口の充実も図る必要があります。

施策の方向

- 障害者に対する虐待防止の推進
- 権利擁護の充実
- 障害を理由とする差別の解消
- ユニバーサルデザインの促進
- 地域における生活支援
- ノーマライゼーションの理念等の普及

高齢者の人権

2025年には団塊の世代が75歳以上、2043年には高齢者人口がピークになると見込まれています。本市では、2025年4月1日現在の高齢化率は22.5%となっており、国、県に比べ低い状況ですが、今後急激に高齢化が進むと予測されます。「守山いきいきプラン2024」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者にかかるセーフティネットの構築を図り、関係機関と連携して虐待の早期発見・早期対応、介護者への支援の充実を図る必要があります。

施策の方向

- 高齢者に対する虐待等の防止の推進
- 認知症の人等への支援
- 単身高齢者等への支援
- ユニバーサルデザインの促進
- 福祉・介護サービスの充実
- 社会参画の促進

外国人の人権

2016年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国籍、人種、民族等を理由とした不当な差別的言動の解消に向けた取組が求められています。

本市に暮らす外国人は総人口の1%強ですが、近年は増加傾向にあり、また、新たな在留資格創設に伴い、今後さらに増加すると考えられます。多文化共生社会の構築に向け、関係機関やボランティアと連携して、情報の提供やきめ細やかな支援に取り組む必要があります。

施策の方向

- 外国人に対する差別の解消
- 外国語による情報提供、日本語指導の推進
- 外国人に対する就労支援
- 多文化共生社会・国際理解の推進
- 外国人児童・生徒への教育
- 国際理解教育の推進

患者の人権

新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等の患者や家族、医療従事者等に対する差別や人権侵害をなくすために、正しい知識の普及、理解に向けた教育・啓発の必要があります。

施策の方向

- 患者等に対する差別の解消
- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発

性的指向・性自認等

好きになる性の対象や有無（性的指向）、どのような性を自分らしいと感じるか（性自認）は人それぞれで、多様な性のあり方があります。LGBTQ等様々な性のあり方に対する無理解や偏見、アウティング（本人が意図しない暴露）をなくすため、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発の必要があります。

施策の方向

- 啓発活動の推進
- 子どもに対する教育の充実

※LGBTQ…レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：性同一性障害者をはじめ、伝統的な性別概念の枠に収まらない人々）、クエスチョニング（Questioning：自分の性のあり方を明確に決められない人）の英語の頭文字をまとめた言葉。性的少数者の総称の一つ。

インターネットによる人権侵害

インターネット社会の急速な進展とともに、プライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害が問題となっています。インターネットを利用する上でのルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める教育・啓発を推進するとともに、関係機関と連携を図り、人権侵害が発生したときの適切な相談・対応体制を整える必要があります。

施策の方向

- 関係機関との連携による対応
- 啓発・広報の推進
- 子どもに対する教育の充実
- 職員・教職員等の研修の充実

その他の人権

- 災害発生時の人権問題
- ホームレスの人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人とその家族の人権
- 北朝鮮拉致被害者の人権
- アイヌの人々の人権
- ゲノム情報（遺伝情報）

施策の方向

社会情勢の変化に伴い、社会的に少数であったり、援助を必要としたりする人々に対する偏見や誤解から、様々な人権問題が生じています。様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、啓発や学習機会の提供に努めます。

■計画推進の目標値一覧

指 標	現状値 (2024年度)	目標値※ (2025年度)	目標値 (2030年度)	データの出典
差別を許さない意識	86.1%	85.0%	90.0%	市民意識調査
人権研修会に参加したことがある人の割合	26.7%	50.0%	55.0%	市民意識調査
同和問題の解決に向け「私にできることからやっていきたい」と答えた人の割合	26.5%	30.0%	35.0%	市民意識調査
人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	44.0%	40.0%	50.0% 改定時に上方修正	市民意識調査

※計画策定（2021年度）の際、設定した数値

人権が尊重される豊かな社会の実現には、市民一人ひとりが「人権とは何か」、「人権を侵害する差別はどのように生じているか」、「人権が侵害されるとどのようなことが起こるか」等について正しく理解する必要があります。そのためには、年1回以上は、家庭、地域、学校・園、企業、市民グループ等で人権学習を受けましょう。

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画（改定版）概要版

発行年月 2025年(令和7年)12月

守山市総合政策部人権政策課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

TEL：(077) 582-1116 FAX：(077) 582-0539